

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県労働会館使用規則の一部を改正する規則

奈良県労働会館使用規則（昭和二十七年十月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「日曜日」を「奈良労働会館及び中和労働会館にあつては日曜日、南和労働会館にあつては日曜日及び土曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。